

★入園前に知っていただきたいこと



幼保連携型認定こども園

長船ちとせこども園

～みらいへ はぐくみ はばたく Our Home～

—重要事項説明書—



社会福祉法人 ちとせ交友会
幼保連携型認定こども園 長船ちとせこども園

〒701-4264 瀬戸内市長船町土師 128 番地 1


TEL : 0869-26-3988

FAX : 0869-26-3930

理事長 山口哲史

園長 岡野将司

1. 運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 ちとせ交友会
代表者氏名	理事長 山口 哲史
法人の所在地	東京都千代田区二番町 7-5
法人の電話番号	03-3222-3250
法人理念	<p>Home -</p> <p>ここに集い ここに育み</p> <p>そして ここから はばたく</p> <p>ちとせ交友会は かかわる すべての人にとって 心安らぐ場所</p> <p>Homeでありたい</p> 

2. 当園の概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園		
施設の名称	長船ちとせこども園		
所在地	岡山県瀬戸内市長船町土師 128 番地 1		
認可年月日	平成 31 年 4 月 1 日		
電話番号	0869-26-3988		
管理者名	園長 岡野 将司		
利用定員（年齢別）	1号	10名	3号 0歳児 12名
	2号	3・4・5歳児 48名	3号 1・2歳児 30名
実施する事業の種類	延長保育・一時預かり保育・障害児保育・地域子育て支援拠点事業・病児保育		
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年2度実施		
第三者評価の概要	5年に1度程度受審予定		

3. 施設の目的・運営方針

事業の目的	法人理念に基づき、子ども達が日中を過ごす第2の家 ～Home～を目指し、子ども・保護者・地域の方の心安らぐ憩いの場となるように、愛情いっぱい・笑顔いっぱいの保育園の運営をしていきます。また、保育所運営実績を生かして、ピアジェの構成論の理論に基づいた認定こども園カリキュラムを行いながら、無理なく子どもの発達を促していけるような質の高い幼児教育を提供していきます。
運営方針・保育方針	ゆきとどいた安全な環境と、家庭的なぬくもりの中でひとりひとりの子どもを大切に、健康で明るく思いやりのある自律性を持った子どもの育成をします。
目指す子どもの姿	<ul style="list-style-type: none"> ・生き生きとし、元気に遊べる子 ・友達としっかり関わり、育ちあう子 ・自分で考え、行動する子

4. 開園日・開園時間・保育提供時間及び休園日

<2号・3号認定>

開園日	月曜日から土曜日	
開園時間	午前7時から午後7時	
休園日	日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日	
保育標準時間認定	保育時間	午前7時から午後6時
	延長保育時間	午後6時から午後7時
保育短時間認定	保育時間	午前8時30分から午後4時30分
	延長保育時間	午前7時から午前8時30分 午後4時30分から午後7時

<1号認定>

開園日	月曜日から金曜日
教育時間	午前9時から午後1時
夏期休業	8月13日～8月15日を含む4週間程度
冬期休業	12月29日～1月3日を含む10日間程度
春期休業	3月末から4月上旬を含む10日間程度
幼稚園型預かり保育	午後1時から午後6時

* 延長保育の利用にあたっては、お支払いただくべき通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。

5. 職員体制 令和7年4月1日現在

	常勤	常勤者の 有資格者	非常勤	非常勤者の 有資格者	備考
園長	1人	1人			
副園長	1人	1人			
主幹保育教諭	2人	2人			
保育教諭	10人	10人	11人	11人	
保育士等	0人	0人	2人	2人	
看護師	0人	0人	1人	1人	
調理員等	0人	0人	4人	2人	
栄養士	1人	1人	0人	0人	
事務員			1人		

6. 提供する保育等の内容

当園は、認定こども園法、子ども・子育て支援法、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供します。

〈養護と教育の一体的な提供〉

保育教諭等は子ども一人ひとりを尊重し、命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう援助していきます。

① 障がい児保育

子どもの自立に向けた発達支援や、子どもの発達に応じた支援、そして家族を含めたトータルな支援を念頭に置いて、集団保育を通しての発達保障を目指すとともに、障害のある子ども一人ひとりに寄り添った丁寧な保育を行います。

② 地域子育て支援

未就園児の親子が気軽に集まって交流できる場を提供し、保護者の育児不安や育児やしつけ、健康などに関する保護者等からの相談・援助を行い、子育て家庭を対象に子育てに関する講座や講習を開催します。

③ 一時預かり保育

保護者が就労や通院・入院、事故、災害など、あるいは短期的な就労や職業訓練、通学などで一時的に家庭での保育が困難になった場合や、育児等に伴う精神的・肉体的な負担の解消が必要な場合に、就学前の乳幼児を保育します。

④ 病児・病後児保育

病気の治療中や回復期にあるお子さまを一時的にお預かりし、保護者の方の子育てと仕事の両立を支援することを目的としています。医師・看護師・保育士・栄養士の専門スタッフが連携して保育を行います。

7. 給食等について

① 提供方針

給食については、全ての活動の源となる大切なものと認識しています。そのため、安心して食べられ、生涯にわたっての丈夫な身体づくりに努める給食提供を目指しております。

② 食事の提供方法

自園調理

③ 食事の提供日

教育・保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。
行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。
献立表は毎月の月末頃、翌月の献立表をお配りします。
児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

		午前間食	昼食	午後間食	備考
0	歳 児	9時30分頃	11時頃	15時30分頃	
1	歳 児	9時30分頃	11時頃	15時30分頃	
2	歳 児	9時30分頃	11時頃	15時30分頃	
3	歳 児		11時30分頃	15時30分頃	
4	歳 児		11時30分頃	15時30分頃	
5	歳 児		11時30分頃	15時30分頃	

④ 食物アレルギー対応状況

食物アレルギーなどで給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書の提出が必要です。ご相談の上、除去食に対応致しますが、メニューによっては家庭から持参して頂く場合もございます。あらかじめ御了承下さい。

⑤ 衛生管理等

大量調理施設衛生管理マニュアル基準に沿った衛生管理マニュアルを作成し、衛生管理を行っています。日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（月に1回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。

8. 保育料と支払方法

① 基本保育料・教育料

支給認定を受けた市町村が定める保育料・教育料を園にお支払いただきます。口座振替でお支払ください。

※令和元年10月より1号・2号の基本保育料・教育料は無償化。1号認定預かり保育料金は償還払いとなっています。

（詳細は園または市子育て支援課にお問い合わせください）

② 延長保育料

別表に掲げる費用を負担していただきます。

③ 実費徴収

別表に掲げる費用を負担していただきます。

9. 利用の開始について

当園では、瀬戸内市の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

10. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育・教育の提供を終了します。

- ① 利用児童が小学校に就学したとき
- ② こども園の必要性の事由に該当しなくなったとき
- ③ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11. 当園と保護者の連絡について

当園での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳（0歳児クラス）、掲示板（1歳児クラス以上）を活用します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせするため、月に1回、園だよりとクラスだより、保健安全だよりを発行します。

その他、連絡事項はプリントの配布や掲示を行いますので、ご確認ください。

配布物は、連絡ホルダーに挟んで配布いたしますので、園児が連絡ホルダーを持ち帰った時には、必ず目を通して、翌日クラスの回収用バスケットに返却してください。（連絡ホルダーは常時クラスで保管します。）

12. 当園の利用に際し留意していただきたいこと

① 欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合

当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、その日の登園予定時刻までに電話でご連絡願います。

（TEL：0869-26-3988 クラス、名前、欠席・遅刻の理由をお伝えください。）

② お迎えが遅れる場合・お迎えの方が変更になる場合

お迎えが遅れる場合は、原則として随時の延長保育扱いとなりますので、延長開始時間までにご連絡願います。また、お迎えに来られる方が変更になる場合には、あらかじめご連絡をお願い致します。

③ 毎朝の体温等の確認

登園前には必ず体温や健康状態等の確認を行い、普段と違う様子があった時には、担任や当番の職員へお伝えください。

④ 感染症について

別表3「感染症一覧」および毎年入園児配布の「保健安全だより」に沿い、医師の診断のもと登園。その際、医師発行の「治癒証明書」もしくは保護者記入の「登園届」が必要となります。

⑤ 発熱・下痢をしている場合について

在園中に、熱が38度以上ある場合、下痢や嘔吐が2回あった場合は、ご連絡を致しますのでお迎えをお願い致します。

⑥ 与薬について

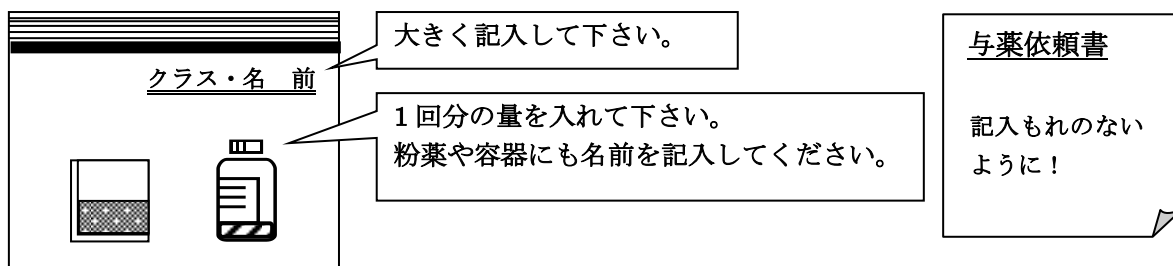
医療行為に当たるため原則として行いません。主治医の先生にこども園での薬の投与を朝夕2回に変えて頂くようお願いしてください。

どうしても昼食後の投与が必要な方に限り、与薬をさせていただきます。

薬のお預かりは、当番の職員がお預かりします。薬の保管は事務所で行います。当番時間以外には、事務所の職員が受け取りますので、事務所にお持ち下さい。

（職員の受け取りサインが必要なので、必ず手渡しをして下さい。）

「与薬依頼書」に必要事項を記入して、薬と一緒に提出してください。薬は1回分の量だけを容器に入れてお持ち下さい。ジップロック、粉薬の袋、薬の容器、袋にも大きく名前を書いて下さい。薬は、看護師または保育教諭が与薬します。また、土曜日・希望保育日の薬のお預かりはできませんのでご了承下さい。



⑦ 土曜日保育について

基本的に土曜日の保育は、保護者の方がお仕事の方のみとさせていただきます。こども園の職員も、週 40 時間労働で働いておりますので、土曜日に交代でお休みを頂き、当番による保育を行っています。

保育を希望される方は、前月 10 日までに土曜日の保育予定記入用紙を提出して下さい。

⑧ 駐車場について

朝夕の送迎の車は、こども園前の駐車場に止めて下さい。駐車場混雑回避の為、長時間の駐車はご遠慮下さい。マナーを守って、限りあるスペースを気持ち良く利用できます様に、ご協力をお願いします。また、駐車場内での事故は、園は一切の責任を負いません。

⑨ 持ち物の記名について

衣類、持ち物には、すべて名前を書いてください。持ち主がわからないものは、一定期間掲示した後に、処分致します。

⑩ 保護者会活動について

在園児の健やかな発育のために、保護者と職員の集う会としての保護者会を組織しています。なお、会則により、役員・会費を決めています。

13. 健康診断等について

① 健康診断・歯科検診

嘱託医により、内科健診を年 2 回、歯科検診を年 1 回行います。結果については、保護者の方にお伝えします。

② 身体測定

月に 1 回、身長・体重の測定を行います。結果については、出席ノートに記載します。

③ その他

尿検査を年 1 回実施します。(3 歳以上児全員、3 歳未満児希望者全員)

※乳幼児の日ごろの様子でご心配なことがありましたらご相談下さい。

14. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医及び薬剤師契約を締結しています。

内科医療機関の名称	はっとり医院
医院長名又は医師名	服部 功
所在地	岡山県瀬戸内市長船町土師 1212-5
電話	0869-26-5656

歯科医療機関の名称	医療法人中條歯科医院
医院長名又は医師名	中條 新次郎
所在地	岡山県瀬戸内市長船町土師 8
電話	0869-26-4874

薬局の名称	さくら薬局長船店
薬剤師名	中本 実
所在地	岡山県瀬戸内市長船町土師 1212-6
電話	0869-26-6402

15. 緊急時の対応方法

当園には、緊急時対応のため「一斉メール配信システム」がありますので、必ず登録をお願いします。また、容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が指定する機関で、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

16. 非常災害時の対策

消 防 計 画 作 成 (変 更) 届 出 書	岡山県瀬戸内市消防本部 予防課 防火管理者 岡野 将司		
避 難 訓 練	火災及び地震を想定した避難訓練・消火訓練を月1回実施		
防 災 設 備	自動火災報知設備	誘導灯及び誘導設備	非常警報装置
避 難 場 所	第1避難場所：園庭 第2避難場所：ゆめトピア長船		

17. 保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保 険 会 社	三井住友海上
保 険 の 種 類	賠償責任保険
保 険 支 払 限 度 額	生産物(給食) 身体 100,000 千円/人 1,000,000 千円/事故 財物 1,000 千円/事故 施設所有管理 100,000 千円/事故

保 険 会 社	AIU 損害保険株式会社
保 険 の 種 類	普通傷害保険
保 険 金 額	死亡・後遺障害 5,000 千円 入院日額 3,000 円 通院日額 2,000 円

18. 苦情受付窓口について

園に対する気になる点、質問、苦情などは事務所前の棚に用紙とご意見箱を設けているので、ご利用ください

別表1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担額

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
主 食 費	1・2号認定を受けた子どもに係る月～金曜日の主食費として(3歳児クラス以上)	月額 1,500 円
	土曜日の保育を利用する子どもの主食費として(3歳児クラス以上)	250 円/回×月の利用回数
副 食 費	1号認定を受けた子どもに係る月～金曜日の副食費(おやつ無)として	月額 3,800 円
	1号認定を受けた子どもが午後の預かりを利用する場合の月～金曜日の副食費(おやつ有)として	日額 50 円

	2号認定を受けた子どもに係る月～金曜日の副食費として	月額 4,800円
レンタルおしぼり代	2号認定を受けた子どもに係るレンタル布おしぼり代として(0・1歳児クラス)	0歳児 月額 800円 1歳児 月額 300円
日本スポーツ振興センター共済給付負担金	1号・2号・3号認定を受けた子どもに係る共済給付負担金として	年額 200円
制服代	半袖ポロシャツ・半ズボン・スモック・名札(3歳児クラス以上)	実費(別紙)
帽子・出席ノート代	帽子・名札・出席ノート代	実費(別紙)
かばん代	通園リュック・通園バッグ代	実費(別紙)
用品代	のり・クレパス・粘土・はさみ・作品収納袋等	実費(別紙)
ICタグ代	登降園記録用のICタグ代	実費(別紙)
保護者会費	行事等に係る費用として	月額 500円
絵本代	クラスで使用する個人絵本代として(1歳児クラス以上)	月額 350円～500円
行事費	遠足時のバス代や入園料等遠足に係る費用として	実費を都度清算
英語教室	英語教室受講料(3歳児クラス以上) ※かやこホーションとの契約になります	(3歳)月1回 880円 (4・5歳)月2回 1,760円
体育教室	体育教室受講料(3歳児クラス以上)	月1回 350円

別表2 延長保育時間と利用料金について

(1) 2号・3号認定

保育標準時間

7:00		18:00	19:00
認定時間(利用可能な時間)11時間			延長保育 100円/30分

保育短時間

7:00	8:30	16:30	18:00	19:00
延長保育 50円/30分	認定時間(利用可能な時間)8時間		延長保育 50円/30分	延長保育 100円/30分

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」では、延長保育時間など利用内容が異なりますので、ご注意ください。

(2) 1号認定

7:00	9:00	13:00	18:00
朝の預かり保育 350円/日	教育時間	午後の預かり保育 500円/日	

※長期休業中は、1日(9:00～13:00)1,000円 上限なし
長期休業中の給食費は、1食210円

別表3 出席停止について

感染症一覧

以下の感染症は出席停止です。

登園には、医師からの治癒証明が必要です。

種別	病 名
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう ペスト 南米出血熱 マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。) 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属 インフルエンザAウイルスであって その血清型 H5N1であるものに限る)
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)除く) 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 膜炎 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 溶連菌感染症 伝染性膿 疹(とびひ)

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、上記の規定にかかわらず、第1種の感染症とみなす。

※上記以外の感染症については、主治医及び嘱託医とよく相談してください。

※新型コロナウイルス感染症に関しては国や市町村からの通達により、随時変更があります。園配布の手紙をその都度ご覧いただくようお願いいたします。

長船ちとせこども園保護者会規約

- 第1条 この会は、長船ちとせこども園保護者会と称します。
- 第2条 この会は、事務局を瀬戸内市長船町土師 128-1 長船ちとせこども園内に置きます。
- 第3条 この会は、次のことを目的とします。
園と園児の家庭との連絡を密にし、その協力によって子どもの健やかな成長と幸福をはかることを目的とします。
- 第4条 この会は、前条の目的を達成するために次のような働きをします。
1. 園の行事に協力し、園児の福祉を向上させます。
2. 園の運営、改善、補助に協力し、これを万全なるように努めます。
3. 会員相互の親睦向上の為に、講演、講習会、その他見学などを行います。
- 第5条 本会は、長船ちとせこども園園児の保護者、及び職員をもって組織します。
- 第6条 この会は、各クラスから 1~2 名の役員をクラス懇談会において選出します。
- 第7条 会長、副会長は、第6条により選出された役員の中から選出します。事務局はこども園職員が行います。
- 第8条 役員任期は1年とします。
- 第9条 総会は、年に1回行い（書面による開催も含む）、役員改選、会則の変更、予算決算の承認、その他必要なことを相談します。
- 第10条 役員会は、必要に応じて会長が会の運営、その他の事項を相談します。
- 第11条 会員の半数以上が要求すれば、臨時総会を開くことができます。
- 第12条 この会の経費は、会費及び事業収入、寄付金、補助金をこれにあてます。
- 第13条 本会の会費は、1ヶ月500円とします。本会は、会務会計を明らかにするために必要な帳簿を備えます。
- 付則 この規約は平成31年4月1日より実施します。